

漁業近代化資金利子補給金

5 (2) 百万円

対策のポイント

漁業者等の資本装備の高度化を図るため、漁業者等に対し長期・低利の設備資金等を円滑に融通することによって、地域振興に寄与します。

(背景)

- ・漁業近代化資金助成法は、昭和44年制定。
(平成17年度に漁業近代化資金助成法から漁業近代化資金融通法に改名)
- ・貸出金融機関への利子補給を通じて漁業者の金利負担を軽減し、資本装備の近代化に貢献。

政策目標

漁業生産量の約7割を支える漁船漁業による安定供給の確保

(過去5年平均で年605万トンのうち395万トンを生産)

<内容>

- ・漁業近代化資金融通法第3条の規定に基づき、政府は、農林中央金庫が漁業近代化資金を貸し付けるときは、利子補給契約を農林中央金庫と結ぶとともに、貸し付けた漁業近代化資金につき一定の利子補給を行います。

【担当課：水産庁水産経営課(03-3502-0572(直))】